

藤 健 福 第 9 0 7 号
平成26年10月29日

移動支援事業サービス提供事業者 様

藤井寺市福祉事務所長



移動支援事業の適正な運用について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、移動支援事業の留意事項について、下記のとおり通知いたします。引き続き、本事業の適切な運用をお願いいたします。

記

○移動支援事業の請求単位は30分単位となっていますが、30分の請求には15分以上のサービス提供が必要です。15分未満のサービスの場合は、30分の請求はできません。

例1) 10時から10時44分までの移動支援の提供を行った場合、30分間の報酬の請求となります。

例2) 14時から15時50分までの移動支援の提供を行った場合、2時間の報酬の請求となります。

○移動支援サービス提供記録票の利用者及びサービス提供者の印は鮮明に捺印してください。なお、請求時には複写を藤井寺市へ添付し、原本は、事業所で請求時より5年間保管してください。

以上

〒583-8583（住所不要）

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

E-mail: fukushi@city.fujiidera.lg.jp